

第 1 回 定 例 会

令和 3 年度 予算案 関係 資料 (補 正)

茨 城 県

目 次

I	令和4年第1回県議会定例会提出議案等一覧	(1)
II	令和3年度2月(最終)補正予算案の概要	
1	今回補正額	(2)
2	今回補正の主なもの	(2)
3	繰越明許費	(3)
4	一般会計補正予算款別内訳(歳入)	(4)
5	一般会計補正予算款別内訳(歳出)	(5)
6	特別会計補正予算	(6)
7	企業会計補正予算	(6)
III	債務負担行為一覧	(7)
IV	条例その他の議案の概要	(8)
V	報告事項	(13)

予 算 20件 (一般会計 1件 特別会計13件 企業会計 6件)

条例その他 16件 (条 例 2件 そ の 他14件)

報 告 1件 (専決処分 1件)

(注) この資料は、精査の結果異動が生じることがある。

I 令和4年第1回県議会定例会提出議案等一覧

(予 算)

- 1 令和3年度茨城県一般会計補正予算（第9号）
- 2 令和3年度茨城県競輪事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 令和3年度茨城県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 4 令和3年度茨城県市町村振興資金特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和3年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和3年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和3年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 8 令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）
- 9 令和3年度茨城県中小企業事業資金特別会計補正予算（第1号）
- 10 令和3年度茨城県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 11 令和3年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 12 令和3年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 13 令和3年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第2号）
- 14 令和3年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 令和3年度茨城県病院事業会計補正予算（第2号）
- 16 令和3年度茨城県水道事業会計補正予算（第1号）
- 17 令和3年度茨城県工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- 18 令和3年度茨城県地域振興事業会計補正予算（第1号）
- 19 令和3年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計補正予算（第2号）
- 20 令和3年度茨城県流域下水道事業会計補正予算（第3号）

(条例その他)

- 1 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例
- 2 茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例
- 3 県が行う建設事業に対する市の負担額について
- 4 県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について
- 5 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について
- 6 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について
- 7 工事請負契約の締結について（養蚕橋橋梁上部工事（その1））
- 8 工事請負契約の締結について（養蚕橋橋梁上部工事（その2））
- 9 工事請負契約の変更について（（仮称）上曾トンネル本体工事（石岡工区））
- 10 工事請負契約の変更について（（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区））
- 11 訴えの提起について（生活保護費用返還金）
- 12 訴えの提起について（農業改良資金貸付金償還金及び違約金）
- 13 訴えの提起について（森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金返還金）
- 14 権利の放棄について（県立医療大学付属病院の使用料等）
- 15 権利の放棄について（茨城県住宅供給公社に係る債権）
- 16 権利の放棄について（県立中央病院の診療料等）

(報 告)

- 1 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

Ⅱ 令和3年度2月（最終）補正予算案の概要

1 今回補正額

（単位：百万円）

区分	現 計	補 正 額	補 正 後 計
一 般 会 計	1, 4 9 2, 3 4 4	▲ 1 4, 6 8 6	1, 4 7 7, 6 5 8
特 別 会 計	4 5 0, 3 8 2	2 1, 2 9 0	4 7 1, 6 7 2
企 業 会 計	1 2 4, 8 9 2	▲ 2, 8 3 7	1 2 2, 0 5 5
計	2, 0 6 7, 6 1 8	3, 7 6 7	2, 0 7 1, 3 8 5

2 今回補正の主なもの

（歳 入） (百万円)

- ・ 県税（法人事業税の増等） 3 3, 4 1 0
- ・ 地方消費税清算金（清算金収入の増） 1 0, 2 2 5
- ・ 地方譲与税（特別法人事業譲与税の増等） 1 4, 9 4 7
- ・ 地方交付税（国補正関連に伴う増） 3 2, 1 3 7
- ・ 国庫支出金（国内示額の確定等に伴う減） ▲ 1 0, 5 6 6
- ・ 繰入金（財政調整基金繰入金の減等） ▲ 3 3, 3 6 2
- ・ 繰越金（決算確定に伴う増） 1 5, 4 6 6
- ・ 諸収入（中小企業融資資金貸付金の減等） ▲ 4 4, 7 8 9
- ・ 県債（公共事業の減に伴う減等） ▲ 3 1, 5 5 5
（うち臨時財政対策債（国補正関連に伴う減） ▲ 2 4, 6 2 9）

（歳 出） (百万円)

①新型コロナウイルス感染症対策関連

- 新 県有施設管理業務支援事業 5 9 5
（緊急事態宣言時における県有施設の休館に伴う入居事業者、指定管理者等に対する支援）
- ・ 感染症予防医療法施行事業（実績による減） ▲ 2, 4 2 0
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業（実績による減） ▲ 2, 2 9 3

②今後の財政需要を踏まえた積立

- 新 カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金積立金 2 0, 0 0 0
（脱炭素社会の実現に資する取組を行う企業を支援するための基金の設置）
- ・ 企業立地促進基金積立金（企業誘致活動強化事業分） 1 4, 0 0 0
（新たな成長分野の研究所・本社機能や生産拠点等の誘致のための基金の積増し）
 - ・ 公共施設長寿命化推進基金積立金 1 7, 0 0 0
（県有施設の修繕、改築等を計画的に実施するための基金の積増し）
 - ・ 財政調整基金積立金 1 0, 4 7 4
（将来の景気変動や大規模な災害など不測の事態に備えるための基金の積増し）

③その他

- ・ いば旅あんしん割事業 5, 928
(感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る旅行割引支援の実施)
- ・ 健やか子ども基金積立金 301
(子育て家庭への新たな支援及び不妊治療費に対する助成に係る基金の積増し)
- ・ 公共事業 【全会計▲ 8, 428】▲ 8, 039
(国内示額の確定等に伴う減)
- ・ 中小企業融資資金貸付金 (企業向け融資の実績による減) ▲39, 519
- ・ 退職手当 (退職者数の実績による減) ▲ 1, 545
- ・ 公債費 (利子の支払い等の実績による減) ▲ 2, 208
- ・ 企業誘致活動強化事業 (企業向け補助金の実績による減) ▲ 5, 024
- ・ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 (補助金の実績による減) ▲ 1, 384

3 繰越明許費

(単位：百万円)

区 分	R2→R3	R3→R4	増 減 額	増 減 率
一般会計	140, 143	139, 859	▲284	▲0.2%
特別会計	4, 039	3, 260	▲779	▲19.3%

<参考> 新型コロナウイルス感染症対策関連予算の規模

(単位：百万円)

区 分	R3現計 A	今回補正予算 B	合計 A+B	(参考) R4当初
一般会計	328, 321	▲34, 776	293, 545	175, 098
特別会計	—	—	—	—
企業会計	596	—	596	—
合 計	328, 917	▲34, 776	294, 141	175, 098

4 一般会計補正予算款別内訳（歳入）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
県税	360,678	33,410	394,088
地方消費税清算金	124,169	10,225	134,394
地方譲与税	35,121	14,947	50,068
地方特例交付金	2,300	▲173	2,127
地方交付税	186,830	32,137	218,967
交通安全対策特別交付金	731	20	751
分担金及び負担金	8,917	▲275	8,642
使用料及び手数料	17,454	▲839	16,615
国庫支出金	343,691	▲10,566	333,125
財産収入	1,733	556	2,289
寄附金	109	112	221
繰入金	42,194	▲33,362	8,832
繰越金	8,566	15,466	24,032
諸収入	177,941	▲44,789	133,152
県債	181,910	▲31,555	150,355
計	1,492,344	▲14,686	1,477,658

5 一般会計補正予算款別内訳（歳出）

（単位：百万円）

款名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
議会費	1,685	▲72	1,613
総務費	47,003	20,006	67,009
企画開発費	11,094	20,171	31,265
生活環境費	15,384	▲2,715	12,669
保健福祉費	330,047	▲8,123	321,924
労働費	2,676	▲355	2,321
農林水産業費	52,765	▲10,519	42,246
商工費	261,794	▲31,055	230,739
土木費	128,966	▲6,388	122,578
警察費	64,230	▲783	63,447
教育費	274,321	▲5,069	269,252
災害復旧費	1,113	▲112	1,001
公債費	146,439	▲2,208	144,231
諸支出金	150,827	12,536	163,363
予備費	4,000	—	4,000
計	1,492,344	▲14,686	1,477,658

6 特別会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
競 輪 事 業	16,877	3,307	20,184
公 債 管 理	146,926	238	147,164
市 町 村 振 興 資 金	1,418	208	1,626
鹿島臨海工業地帯造成事業	3,744	▲276	3,468
県立医療大学付属病院	3,149	▲155	2,994
国 民 健 康 保 険	241,590	22,446	264,036
母子・父子・寡婦福祉資金	209	18	227
中 小 企 業 事 業 資 金	2,483	▲1,837	646
農 業 改 良 資 金	68	355	423
林業・木材産業改善資金	92	62	154
沿 岸 漁 業 改 善 資 金	72	268	340
港 湾 事 業	10,973	▲950	10,023
都市計画事業土地区画整理事業	22,781	▲2,394	20,387
計	450,382	21,290	471,672

7 企業会計補正予算

(単位：百万円)

会 計 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
病 院 事 業	30,346	▲317	30,029
水 道 事 業	30,463	▲2,095	28,368
工 業 用 水 道 事 業	20,277	347	20,624
地 域 振 興 事 業	13,861	▲367	13,494
鹿島臨海都市計画下水道事業	5,697	▲200	5,497
流 域 下 水 道 事 業	24,248	▲205	24,043
計	124,892	▲2,837	122,055

Ⅲ 債務負担行為一覧

[一般会計]
(変更)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
医師教育資金 利子補給	変更前 茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和8年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
	変更後 同 上	自 令和3年度 至 令和9年度	同 上
医師教育資金 利子補給	変更前 茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和9年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
	変更後 同 上	自 令和4年度 至 令和10年度	同 上
新型コロナウイルス 感染症対応資金 利子補給	変更前 茨城県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和2年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和3年度 至 令和5年度	13,066,667千円
	変更後 同 上	自 令和3年度 至 令和6年度	14,978,000千円
新型コロナウイルス 感染症対策利子補給	変更前 茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項に基づき、金融機関が中小企業者に対し、令和3年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 令和4年度 至 令和6年度	230,235千円
	変更後 同 上	自 令和4年度 至 令和7年度	390,672千円
国営那珂川沿岸 土地改良事業負担金	変更前 土地改良法に基づき、国営那珂川沿岸土地改良事業に係る費用の一部を負担する。	自 令和3年度 至 令和14年度	2,661,648千円
	変更後 同 上	自 令和4年度 至 令和15年度	3,061,154千円
茨城県道路公社 事業資金借入金 債務保証	変更前 国及び金融機関の茨城県道路公社に対する事業運営資金及び建設事業資金の融資について、県がその債務を保証する旨の契約を当該機関と締結する。	昭和46年度以降	530,000千円
	変更後 同 上	同 上	350,000千円

IV 条例その他の議案の概要

議 案	内 容																
<p>(財政課、地域振興課)</p> <p>茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例</p> <p>茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金を設置するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>脱炭素社会の実現に資する取組を行う企業を支援するための事業に要する経費に充てるため、茨城県カーボンニュートラル産業拠点創出推進基金を設置</p> <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>																
<p>(計画推進課)</p> <p>茨城県新型コロナウイルス感染症対応地方創生基金条例の一部を改正する条例</p> <p>基金事業の実施期間の延長に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>改正の内容</p> <p>基金事業の実施期間の延長 令和8年3月31日まで→令和9年3月31日まで(1年間)</p> <p>(参考) 基金の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目的 新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図る ・積立額 国から交付を受けた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち知事が必要と認めた額 <p style="text-align: right;">(施行日 公布の日)</p>																
<p>(林業課、水産振興課)</p> <p>県が行う建設事業に対する市の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う林道及び漁港事業に対する市の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・地方財政法第27条の規定に基づく市の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">変更前</th> <th style="width: 15%;">変更後</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林道事業</td> <td style="text-align: center;">56,800</td> <td style="text-align: center;">40,000</td> <td>常陸太田市</td> </tr> <tr> <td>漁港事業</td> <td style="text-align: center;">89,423</td> <td style="text-align: center;">209,071</td> <td>日立市外3市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">146,223</td> <td style="text-align: center;">249,071</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	林道事業	56,800	40,000	常陸太田市	漁港事業	89,423	209,071	日立市外3市	計	146,223	249,071	
事業名	変更前	変更後	備 考														
林道事業	56,800	40,000	常陸太田市														
漁港事業	89,423	209,071	日立市外3市														
計	146,223	249,071															
<p>(農地整備課)</p> <p>県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う土地改良事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・地方財政法第27条及び土地改良法第91条の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">事業名</th> <th style="width: 15%;">変更前</th> <th style="width: 15%;">変更後</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県 営</td> <td style="text-align: center;">843,172</td> <td style="text-align: center;">1,176,133</td> <td>水戸市外32市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	県 営	843,172	1,176,133	水戸市外32市町村								
事業名	変更前	変更後	備 考														
県 営	843,172	1,176,133	水戸市外32市町村														

議 案	内 容																																				
<p>(監理課) 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う河川、港湾及び下水道事業に対する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・ 地方財政法第27条及び下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="641 452 1420 649"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川事業</td> <td>47,400</td> <td>97,700</td> <td>日立市ほか6市</td> </tr> <tr> <td>港湾事業</td> <td>102,100</td> <td>121,367</td> <td>日立市ほか3市町村</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>783,631</td> <td>889,744</td> <td>水戸市ほか29市町村</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>933,131</td> <td>1,108,811</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事業名	変更前	変更後	備 考	河川事業	47,400	97,700	日立市ほか6市	港湾事業	102,100	121,367	日立市ほか3市町村	下水道事業	783,631	889,744	水戸市ほか29市町村	計	933,131	1,108,811																	
事業名	変更前	変更後	備 考																																		
河川事業	47,400	97,700	日立市ほか6市																																		
港湾事業	102,100	121,367	日立市ほか3市町村																																		
下水道事業	783,631	889,744	水戸市ほか29市町村																																		
計	933,131	1,108,811																																			
<p>(下水道課) 霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について</p> <p>令和3年度において県が行う霞ヶ浦常南、霞ヶ浦湖北、霞ヶ浦水郷、那珂久慈、利根左岸さしま、鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する市町村の負担額を変更しようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>・ 下水道法第31条の2の規定に基づく市町村の負担額の変更 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="641 884 1420 1299"> <thead> <tr> <th>流域下水道名</th> <th>変更前</th> <th>変更後</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>霞ヶ浦常南</td> <td>2,378,055</td> <td>2,274,351</td> <td>龍ヶ崎市外5市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦湖北</td> <td>2,077,251</td> <td>2,050,395</td> <td>土浦市外4市町</td> </tr> <tr> <td>霞ヶ浦水郷</td> <td>318,032</td> <td>342,210</td> <td>潮来市外1市</td> </tr> <tr> <td>那珂久慈</td> <td>2,090,318</td> <td>2,040,834</td> <td>水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合</td> </tr> <tr> <td>利根左岸さしま</td> <td>379,071</td> <td>375,947</td> <td>古河市外2市町</td> </tr> <tr> <td>鬼怒小貝</td> <td>410,784</td> <td>380,468</td> <td>下妻市外3市町</td> </tr> <tr> <td>小貝川東部</td> <td>343,091</td> <td>353,342</td> <td>下妻市外3市</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,996,602</td> <td>7,817,547</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	流域下水道名	変更前	変更後	備 考	霞ヶ浦常南	2,378,055	2,274,351	龍ヶ崎市外5市町	霞ヶ浦湖北	2,077,251	2,050,395	土浦市外4市町	霞ヶ浦水郷	318,032	342,210	潮来市外1市	那珂久慈	2,090,318	2,040,834	水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合	利根左岸さしま	379,071	375,947	古河市外2市町	鬼怒小貝	410,784	380,468	下妻市外3市町	小貝川東部	343,091	353,342	下妻市外3市	計	7,996,602	7,817,547	
流域下水道名	変更前	変更後	備 考																																		
霞ヶ浦常南	2,378,055	2,274,351	龍ヶ崎市外5市町																																		
霞ヶ浦湖北	2,077,251	2,050,395	土浦市外4市町																																		
霞ヶ浦水郷	318,032	342,210	潮来市外1市																																		
那珂久慈	2,090,318	2,040,834	水戸市外8市町村、 ひたちなか・東海広域事務組合																																		
利根左岸さしま	379,071	375,947	古河市外2市町																																		
鬼怒小貝	410,784	380,468	下妻市外3市町																																		
小貝川東部	343,091	353,342	下妻市外3市																																		
計	7,996,602	7,817,547																																			
<p>(道路建設課) 工事請負契約の締結について</p> <p>主要地方道筑西つくば線養蚕橋橋梁上部工事(その1)について、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1) 工事名 主要地方道筑西つくば線養蚕橋橋梁上部工事(その1) (2) 工事箇所 筑西市蔵地内 (3) 工事内容 鋼橋製作工(L=99m) 鋼橋架設工(L=99m) (4) 工期 令和4年3月～令和5年6月 (5) 請負契約額 699,479,000円 (6) 契約の相手方 茨城県神栖市砂山16番地5 株式会社横河NSエンジニアリング 代表取締役 齊藤 功</p>																																				

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の締結について</p> <p>主要地方道筑西つくば線養蚕橋橋梁上部工事（その2）について、請負契約を締結しようとするものである。</p>	<p>工事の内容</p> <p>(1) 工事名 主要地方道筑西つくば線養蚕橋橋梁上部工事（その2）</p> <p>(2) 工事箇所 筑西市徳持地内</p> <p>(3) 工事内容 鋼橋製作工（L=74m） 鋼橋架設工（L=74m）</p> <p>(4) 工期 令和4年3月～令和5年6月</p> <p>(5) 請負契約額 543,400,000円</p> <p>(6) 契約の相手方 茨城県取手市下高井1020番地 日本ファブテック株式会社 橋梁事業本部 本部長 福島 剛</p>						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路(仮称)上曾トンネル本体工事(石岡工区)について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="646 952 1385 1070"> <tr> <td>既請負額</td> <td>4,069,417,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>998,250,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>5,067,667,000</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 掘削補助工及びずり運搬工に変更が生じたため、増額変更しようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 合併支援道路(仮称)上曾トンネル本体工事(石岡工区)</p> <p>(2) 工事箇所 石岡市上曾地内</p> <p>(3) 工事内容 トンネル工事(L=1,939.0m)</p> <p>(4) 工期 令和2年3月～令和5年3月</p> <p>(5) 請負契約額 4,069,417,000円</p> <p>(6) 契約の相手方 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 大林・株木・市村特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社大林組 取締役社長 蓮輪 賢治 代理人 常務執行役員関東支店長 多尾田 望</p>	既請負額	4,069,417,000	今回変更額	998,250,000	変更後総額	5,067,667,000
既請負額	4,069,417,000						
今回変更額	998,250,000						
変更後総額	5,067,667,000						

議 案	内 容						
<p>(道路建設課) 工事請負契約の変更について</p> <p>合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区）について、請負契約の変更をしようとするものである。</p>	<p>変更の内容</p> <p>(1) 変更額等 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="639 365 1417 486"> <tr> <td>既請負額</td> <td>2,993,320,000</td> </tr> <tr> <td>今回変更額</td> <td>200,970,000</td> </tr> <tr> <td>変更後総額</td> <td>3,194,290,000</td> </tr> </table> <p>(2) 変更理由 掘削補助工に変更が生じたため、増額変更しようとするもの</p> <p>(参考) 工事の概要</p> <p>(1) 工事名 合併支援道路（仮称）上曾トンネル本体工事（桜川工区）</p> <p>(2) 工事箇所 桜川市真壁町山尾地内</p> <p>(3) 工事内容 トンネル工事（L=1,599.0m）</p> <p>(4) 工期 令和2年3月～令和4年9月</p> <p>(5) 請負契約額 2,993,320,000円</p> <p>(6) 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 大成・岡部・白田特定建設工事共同企業体 代表者 大成建設株式会社 代表取締役社長 相川 善郎 代理人 東京支店常務執行役員支店長 奥畑 浩一郎</p>	既請負額	2,993,320,000	今回変更額	200,970,000	変更後総額	3,194,290,000
既請負額	2,993,320,000						
今回変更額	200,970,000						
変更後総額	3,194,290,000						
<p>(福祉指導課) 訴えの提起について</p> <p>生活保護費用返還金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1) 内容 急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず保護を受けた者に対して支弁した保護費の返還を求めるもの</p> <p>(2) 提訴の相手方 生活保護費用返還義務者2名</p>						
<p>(農業経営課) 訴えの提起について</p> <p>農業改良資金貸付金の償還金及び延滞に係る違約金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提訴の概要</p> <p>(1) 内容 農業改良資金貸付金の償還金及び延滞により発生した違約金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p> <p>(2) 提訴の相手方 農業改良資金貸付金償還金延滞者3名、連帯債務者1名及び連帯保証人5名</p>						
<p>(林政課) 訴えの提起について</p> <p>森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金返還金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p>	<p>提起の概要</p> <p>(1) 内容 森林整備加速化・林業再生基金事業により取得した財産について、承認を受けず処分したことにより発生した補助金返還金の支払を求め、裁判所へ訴えを提起しようとするものである。</p> <p>(2) 提訴の相手方 有限会社 堀江製材所</p>						

議 案	内 容
<p>(厚生総務課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県立医療大学付属病院の使用料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 県立医療大学付属病院使用料等に係る債権 (2) 放棄する金額 1,129,200 円 (3) 債 務 者 かすみがうら市稲吉東四丁目 17 番 13 号 出沼 友二郎 (4) 放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>
<p>(住宅課) 権利の放棄について</p> <p>茨城県住宅供給公社に係る債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 茨城県住宅供給公社に係る債権 計 4 件 (2) 放棄する金額 36,979,439,285 円 (3) 債 務 者 茨城県住宅供給公社 (4) 放棄の理由 破産手続終結後に残存する債権であって回収の可能性がなく、保有し続ける実益がないため、権利を放棄するもの</p>
<p>(経営管理課) 権利の放棄について</p> <p>時効の到来した県立中央病院の診療料等のうち、回収不能の債権について、権利の放棄をしようとするものである。</p>	<p>議案の概要</p> <p>(1) 放棄する権利 県立中央病院の診療料等に係る債権 計 17 件 (2) 放棄する金額 22,131,725 円 (3) 債 務 者 土浦市並木五丁目 4830 番地 9 細野住宅 1 号 風間 広子 外 16 者 (4) 放棄の理由 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があることから回収不能のため、権利を放棄するもの</p>

V 報告事項

1. 地方自治法第179条第1項の規定に基づくもの

事 項 (専決処分年月日)	内 容
<p>(厚生総務課) 和解について (令和4年2月1日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年3月3日(水)午後2時45分頃 (2) 事故発生場所 ひたちなか市大字中根3600番地137地先市道上 (3) 事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、相手方の小型乗用自動車と衝突した事故(ひたちなか保健所所属) (4) 損害賠償額 729,867円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払)</p>
<p>(警務部監察室) 和解について (令和4年2月1日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年10月21日(水)午前11時30分頃 (2) 事故発生場所 日立市久慈町3丁目40番8号地先市道上 (3) 事故概要 原動機付自転車を運転して出張途中、相手方の軽乗用自動車に追突した事故(日立警察署所属) (4) 損害賠償額 1,317,233円 (うち、977,090円はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払)</p>
<p>(警務部監察室) 和解について (令和4年2月1日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年5月27日(木)午後1時35分頃 (2) 事故発生場所 ひたちなか市大字中根3269番地地先市道上 (3) 事故概要 原動機付自転車を運転して出張途中、相手方の小型乗用自動車と衝突した事故(ひたちなか警察署所属) (4) 損害賠償額 661,376円</p>
<p>(警務部監察室) 和解について (令和4年2月1日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和3年11月3日(水)午後5時41分頃 (2) 事故発生場所 石岡市東光台5丁目11番33号地先市道上 (3) 事故概要 普通特種自動車を運転して出張途中、相手方の普通乗用自動車と衝突した事故(石岡警察署所属) (4) 損害賠償請求額 578,393円</p>

事 項（専決処分年月日）	内 容
<p>(福祉指導課) 和解について (令和4年2月2日専決処分)</p> <p>交通事故について、和解しようとするものである。</p>	<p>和解の概要</p> <p>(1) 事故発生日時 令和2年1月17日(金) 午前8時55分頃 (2) 事故発生場所 笠間市本戸 5475 番地 2 地先高速自動車国道上(北関東自動車道)</p> <p>(3) 事故概要 小型乗用自動車を運転して出張途中、車線変更時、後方から走行してきた相手方の軽乗用自動車と衝突した事故(福祉指導課所属)</p> <p>(4) 損害賠償額 ア 損害賠償額 2,436,072 円 (全額、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社からの支払) イ 損害賠償請求額 24,950 円</p>
<p>(警務部監察室) 損害賠償の額の決定について (令和4年2月3日専決処分)</p> <p>自動車破損事故について、損害賠償の額を定めようとするものである。</p>	<p>損害賠償の概要</p> <p>(1) 発生日時 令和3年10月1日(金) 午前9時から午後7時までの間 (2) 発生場所 神栖市平泉東3丁目22番地5駐車場内 (3) 事故概要 茨城県公安委員会の管理する道路標識が倒壊し、駐車中の普通乗用自動車に接触し、同車両を破損した事故 (4) 損害賠償額 525,525 円 (全額、損害保険ジャパン株式会社からの支払)</p>